

NPO 法人ラサーナ

理事長 福田小百合 殿

令和 4 年 6 月 21 日

## 公開質問状

〒657-0044 神戸市灘区鹿ノ下通 2-4-14 河本ビル 1 階

TEL : 078-861-8202 FAX : 078-861-8203

E-mail : office@sokokusaisei.jp

HP : <https://sokokusaisei.jp/>

祖国再生同盟

代 表 木 原 功 仁 哉

冠略 我が党は、子宮頸がん予防ワクチンの危険性を訴へてその中止を求める運動を行つてゐる立場から、「子宮頸がん予防ワクチン認知と接種推進」を掲げて活動してをられる貴法人に対して、下記のとほり公開の方法による質問状を呈します。

回答の方法としては、前記党事務所宛てに郵送、FAX又はメール宛てしていただくとともに、貴法人又は第三者のホームページ上において、それぞれ実名を表記した上で掲載又は投稿して発表されるやう求めます。回答の期限は、本質問状到達後 2 週間後を目途にお願いいたします。

草々

### 記

1 まづ、ワクチンの呼称についてです。

現在、日本国内で使用できる HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンは、サーバリックス（2 価 HPV ワクチン）、ガーダシル（4 価 HPV ワクチン）、シルガード 9（9 価 HPV ワクチン）の 3 種類であり、貴法人は、これらを「子宮頸がん予防ワクチン」として喧伝されてゐますが、これらのワクチンの予防効果を過大に評価したとしても、「HPV 感染予防ワクチン」に過ぎないものであつて、子宮頸がんを「予防」する効果は証明されてゐないため、名称の詐称となつてゐます。これは、効果・効能を偽る意味において薬事法違反であり、不当景品類及び不正表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）において禁止する「不当表示」に該当するものですので、この名称の使用を直ちに中止する必要があるのではないですか。

2 HPV には 150 種類以上の型がありますが、これらのワクチンは、そのうち、2 価、4 価、9 価の僅かな型の HPV を対象とする感染予防ワクチンであることをインフォームド・コンセントとして例外なく接種者に対して医療情報を提供してゐますか。

3 たとへば、サーバリックス（2価 HPV ワクチン）では、HPV-16 型と HPV-18 型の 2 価に限定されておりますが、日本人の子宮頸がんの原因は HPV-52 型と 58 型が比較的多く、HPV-16 型、18 型は全体の約 60%とされておるので、全体の約 40%の女性にとっては、この接種は無意味で有害となることをすべての接種者に告知してありますか。

4 次に、HPV 感染と子宮頸がんとの関連性と因果関係についてです。

子宮頸がんとは、子宮の頸部に発症するがんであり、ほぼ 100%HPV（ヒトパピローマウイルス）といふウイルスの感染によつて起こるとこれまで説明されてきたのは、ハラルド・ツア・ハウゼン氏が昭和 51 年に「HPV が子宮頸がんの原因である」といふ仮説を発表し、昭和 58 年に、子宮頸がん腫瘍の中に HPV16 型の DNA を発見したことから、平成 20 年にノーベル生理学医学賞を受賞したことによるものです。しかし、この HPV 原因説は誤りであることが指摘されました。それは、マイク・アダムス（ヘルスレンジャー、ナチュラルニュース編集者）が NaturalNews.com の「特別レポート HPV（子宮頸がん）ワクチンの大インチキを暴く」（The Great HPV Vaccine Hoax Exposed/By Mike Adams）として明らかにしたことによるものです。それによると、米国 FDA（食品医薬品局）は、平成 15 年 3 月 31 日の報道機関発表で、昭和 63 年（1988 年）以降の医学と技術の発達の成果として、HPV による大半の感染は長続きせず、子宮頸がんに関連性がないことを認めておたとするのです。今でも FDA のホームページに掲載されておる平成 19 年 3 月 7 日付の分類見直し請願書によると、次のやうな記載があります。

「FDA は 2003 年 3 月 31 日の報道機関発表で、1988 年以降の医学と技術の発達の成果として、『（HPV による）大半の感染は長続きせず、子宮頸がんに関連性がない』ことを認めている。言い換えると、一般向けの啓蒙資料を書いた 2003 年以降、FDA の科学スタッフは HPV 感染を危険性の高い病気とは認識していない。ところが依然として、FDA の規制部門は、HPV 検査を子宮頸がんのリスク階層化のための検査と位置づける旧来の分類の枠組みに固執し、産業を規制している。」と。

つまり、これは、HPV に感染したことによつてのみ子宮頸がんを発症するのではないといふことを意味します。HPV は女性が一生に一度は感染するもので、ほとんどの場合、自然に排除されるものであつて、決して特別に危険なウイルスではありません。また、ほとんど、性交渉によつて人から人へと感染するものであり、性交渉のない未成年の女性には HPV に感染していません。子宮頸がんに限らず、がんは、基本的に定期健診等で早期発見して治療すべきもので、突然にできるものではありません。まずは異形成といふ前がん状態となり、5 年から 10 年かかつて、徐々にできるもので、可変的な病変であるため 50%は自然治癒することもあります。

貴法人は、これらの事実を踏まへて、HPV 感染と子宮頸がんとの関連性と因果関係があると肯定されるのですか。もし、肯定されるのであれば、特に、因果関係があるとす

る科学的根拠を示してください。

5 未成年の女性に HPV 感染予防ワクチンの接種を推奨する運動は、その間接効果として、性経験のない未成年に性行為をしても子宮頸がんにならないと誤導することになり、性行為を奨励する不道德な運動ではありませんか。

6 英国の医学誌ランセットの平成 22 年 2 月 20 日付け「HPV vaccination: waiting for evidence of effectiveness」（HPV ワクチン接種：有効性の証拠を待っている）との記事及び同年 4 月 14 日付け「現在進行形の“人体実験”である子宮頸癌ワクチン」といふ指摘について、これに反論して安全性を証明できる資料はありますか。

7 次に、貴法人が喧伝かつ推進する HPV 感染予防ワクチンを接種したことによる不妊の危険性について質問します。

サーバリックスに含まれてあるアジュバントが、女性の免疫に影響を与へ、流産のリスクにつながるかどうかについての調査（14 か国、15 歳から 25 歳までの 26000 人規模）の結果において、全体としての流産のリスク比較が「11.5%（接種群）vs10.2%（非接種群）」であり、さらに、最後の接種から 3 か月以内の流産のリスク比較では「14.7%（接種群）vs 9.1%（非接種群）」とする平成 22 年 3 月 2 日付け「Risk of miscarriage with bivalent vaccine against human papillomavirus (HPV) types 16 and 18: pooled analysis of two randomised controlled trials」といふ調査報告が存在します。ただし、その「conclusion」（結論）の部分に、「There is no evidence overall for an association between HPV vaccination and risk of miscarriage.」、つまり、「これらは流産とサーバリックスとの全体的なエビデンス（証拠）ではない」とする趣旨が述べられていますが、接種群と非接種群との比較において、接種群の流産比率が高いことは数値上は明らかであるので、未だ不妊化（流産）の危険性が払拭されて安全性が証明されたとは到底言へません。つまり、「11.5%（接種群）vs10.2%（非接種群）」の比較は、臨床試験の規模（26000 人）からして、決して誤差の範囲内のものであると評価される差異ではありません。非接種群の 12.7%増といふのは大きい数値なのです。ましてや、最後の接種から 3 か月以内の流産のリスク比較において「14.7%（接種群）vs 9.1%（非接種群）」といふのは、なんと 61.5%増なのです。にもかかはらず、これが不妊危険のエビデンスではないとする結論には全く説得力がなく、納得できるものではありません。

以上のことを踏まえて、不妊の危険性がないとするエビデンスがあるのか否か。あれば、それを示してください。

8 HPV 感染予防ワクチンでは、いずれも国内での臨床試験、特に、第Ⅲ相試験（フェー

ズⅢ)の臨床試験は行はれていません。厚生労働省が平成22年5月27日付けで発出した「感染症予防ワクチンの臨床試験ガイドライン」(臨床試験ガイドライン)がありますが、これには、外国臨床データを受け入れる際に考慮すべき民族的要因(ICH E5)に留意して検討されることが述べられていますが、これが考慮された事実は全くありません。

この点について、貴法人では、接種後の副作用の存在と程度、不妊、習慣性流産等の有害事象の調査、資料収集など、接種者の追跡調査等を行っておりますか。行っているのであれば、その期間、対象者の年齢別人数などの統計的説明をしてください。

9 HPV 感染予防ワクチン禍による訴訟が現在も多く提起されておりますが、貴法人は、これらの訴訟等に対してどのやうに向き合っておりますか。

10 貴法人が行っている HPV 感染予防ワクチンの接種推進活動は、具体的にはどのやうな内容であるのかを詳しくご説明ください。

11 その活動に関して、国、群馬県及び市町村からの金銭的支援その他の便宜供与がありますか。その具体的内容について詳しくご説明ください。

以 上